

独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用船員の労働時間、休暇等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第106号

制定 平成23年3月30日

一部改正 平成24年12月26日

一部改正 平成27年3月26日

一部改正 平成28年12月27日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用船員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第103号。以下「有期雇用船員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、機構の有期雇用船員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 有期雇用船員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関しては、船員法（昭和22年法律第100号）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間)

第3条 有期雇用船員の労働時間は、1日につき7時間45分かつ1週間につき38時間45分とする。

(始業及び終業の時刻等)

第4条 有期雇用船員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の表の（1）とする。ただし、業務の都合上必要がある場合は、理事長が指定する職員については、（2）に定めるところによるものとする。

	始業時間	終業時間	休憩時間
(1)	午前8時30分	午後5時	午後0時15分から
(2)	午前9時30分	午後6時	午後1時

2 業務上の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲で、理事長は、始業及び終業の時刻その他労働時間の割振りを変更することがある。

(休憩時間の特例)

第5条 業務上の必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、理事長は、休憩時間の時間帯を変更することがある。

(出勤、退勤の手続き)

第6条 有期雇用船員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(通常の労働場所以外での労働)

第7条 有期雇用船員が労働時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間を労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

(時間外労働)

第8条 理事長は、船長の判断により船員法第64条に規定する臨時の必要があるとき及び特別の必要がある場合においては、第3条及び第4条の規定による労働時間を超えて有期雇用船員を労働させ、又は臨時の必要があるときにおいては、第11条に規定する休日の有期雇用船員を労働させることができる。

2 前項の規定により労働を命じられた時間が7時間45分を超えるときは、第4条に規定する休憩時間と併せて1時間の休憩時間を労働の途中に置かなければならない。

3 3歳に満たない子の養育又は対象家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。（以下「育児・介護休業法」という。））第2条第四号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う有期雇用船員であって、申出のあった者については、船員法第64条の2の規定に基づく協定で別に定めるところにより、第1項の所定労働時間以外の時間又は休日における労働をさせてはならない。

4 小学校就学前の子の養育又は対象家族の介護を行う有期雇用船員であって、申出のあった者については、船員法第64条の2の規定に基づく協定で別に定めるところにより、第1項の所定労働時間以外の労働を短いものとしなければならない。

5 理事長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない女性の有期雇用船員に第1項の労働を命じてはならない。

(夜間労働)

第9条 理事長は、業務の都合上必要と認められる場合には、夜間（午後8時から午前5時まで）に労働を命ずることがある。

2 小学校就学前の子の養育又は対象家族の介護を行う有期雇用船員であって、申出のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、夜間には従事させてはならない。

3 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性の有期雇用船員は、第1項の時間帯に労働させないものとする。ただし、船員法第88条の4第1項ただし書き及び同条第2項に該当する場合はこの限りでない。

(例外規定)

第10条 第4条から前条まで、第11条及び第12条の規定は、有期雇用船員が次に掲げる作業に従事する場合には、これを適用しない。

- 一 人命若しくは練習船の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業
- 二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業（学生の教育のための作業を除く。）
- 三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

(休日)

第11条 有期雇用船員の休日は、次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）
- 四 12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）
- 五 その他理事長が特に指定する日

(休日の振替)

第12条 理事長は、前条に規定する休日に業務上の必要により労働を命じる場合には、当該休日をあらかじめ当該休日を起算日とする前後4週間の期間内の労働日に振り替えるものとする。ただし、基準労働期間を超えることはできない。

- 2 前項により振り替えることができない場合は、基準労働期間内で振り替えることができる。

第3章 休暇

(年次有給休暇)

第13条 理事長は、有期雇用船員に対し、次に掲げる区分ごとに定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。

- 一 有期雇用船員が6月間継続勤務した場合は15日とし、以後3月間継続勤務するごとに5日を加える。
 - 二 有期雇用船員が1年間継続勤務した場合は、次の1年について25日とする。
- 2 年次有給休暇を取得する場合は、あらかじめ休暇簿（別紙様式1）に必要事項を記入し、理事長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかにその事由を付して休暇を届け出ることができる。

(年次有給休暇以外の休暇)

第14条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、有期雇用船員に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 一 有期雇用船員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 二 有期雇用船員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - 三 有期雇用船員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下「災害等」という。）により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
 - 四 地震、水害、火災その他の災害時において、有期雇用船員が退勤途上における身体の危険を回避するため労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
 - 五 有期雇用船員の親族（別表の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、有期雇用船員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため労働しないことが相当であると認められるとき 別表の日数の欄に掲げる期間
 - 六 有期雇用船員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため労働しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内に原則として連続する3日間（ただし、雇用期間が当該暦月に1日もかからない月がある場合は、1月につき1日間減する。）
 - 七 7月から9月までの期間の内に各学校が実施する夏季一斉休業の期間内において理事長が指定する一の年において1日の範囲内の期間
 - 八 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する有期雇用船員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）を行うため又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年度（当該年の4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日にその子の人数を乗じて得た日数の範囲内の期間
 - 九 要介護状態（育児・介護休業法第2条第三号に定める要介護状態をいう。以下同じ。）にある対象家族の介護及び通院等の付き添い並びに対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族の必要な世話をを行うため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
- 2 理事長は、次の各号に掲げる場合には、有期雇用船員に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
- 一 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性の有期雇用船員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
 - 二 女性の有期雇用船員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の有期雇用船員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- 三 生後1年に達しない子を育てる有期雇用船員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等（託児所への送り迎え等、子のための一般的な世話を含む。）を行う場合は、1日2回それぞれ30分以内の期間（ただし、当該有期雇用船員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該有期雇用船員以外の親が取得する期間を差し引いた期間）
- 四 有期雇用船員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- 3 前2項の休暇の単位は、1日、1時間又は1分とする。ただし、前項第一号及び第二号に掲げる場合においては、1日を単位として取扱わなければならない。
- 4 年次有給休暇以外の休暇の承認については、常勤の船員の例に準じて扱うものとする。

（病気休暇）

- 第14条の2** 理事長は、次の各号に掲げる場合に、有期雇用船員に対し当該各号に掲げる期間の病気休暇を与えるものとする。
- 一 有期雇用船員が業務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 二 有期雇用船員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。） 一の年度において10日の範囲内の期間
- 三 有期雇用船員が生理日における就業が著しく困難なため労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 2 病気休暇の期間は、無給とする。ただし、有期雇用船員が前項第一号又は第二号に掲げる病気休暇を取得した場合、一の年度において5日の範囲内の期間は、有給とする。
- 3 病気休暇の単位は、1日、1時間又は1分とし、時間を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。
- 4 病気休暇の承認については、常勤の教職員の例に準じて扱うものとする。

（年次有給休暇の時季変更権）

- 第15条** 有期雇用船員の請求する時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認められた場合には、理事長は、他の時季にこれを与えることができる。

（年次有給休暇の単位）

- 第16条** 年次有給休暇の単位は、1日とする。

（労働しないことの承認）

- 第17条** 有期雇用船員就業規則第22条に規定する事由により労働しないことの承認を受ける場合は、常勤の教職員船員の例に準じて扱うものとする。

第4章 育児休業等及び介護休業等

(育児休業等)

第18条 有期雇用船員の育児休業等については、育児休業規則の定めるところによる。

(介護休業等)

第19条 有期雇用船員の介護休業等については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の介護休業等に関する規則（機構規則第20号）の定めるところによる。

附 則（平成23年3月30日制定）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日制定）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日一部改正）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別表（第14条第1項第五号関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（有期雇用船員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（有期雇用船員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（有期雇用船員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（有期雇用船員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）

祖父母の配偶者又は酒配偶者の祖父母	1日（有期雇用船員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は酒配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日